

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第2区分  
 【発行日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【国際公開番号】WO2023/176899  
 【出願番号】特願2024-508230(P2024-508230)

【国際特許分類】

G 0 3 F 7/004(2006.01)

G 0 2 B 5/20(2006.01)

【F I】

G 0 3 F 7/004505

G 0 3 F 7/004501

G 0 2 B 5/20 101

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月11日(2024.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A)顔料、(B)分散剤、(D)アルカリ可溶性樹脂、(E)光重合性化合物及び(F)光重合開始剤を含有する感光性樹脂組成物であって、

前記(A)顔料が、平均一次粒子径が15nm以上28nm以下であり、且つジブチルフタレート吸収量が55mL/100g以上100mL/100g以下であるカーボンブラック(a1)を含有し、

前記カーボンブラック(a1)のBET法による比表面積が105m<sup>2</sup>/g以下であり、

30

前記カーボンブラック(a1)の平均一次粒子径(nm)をX、ジブチルフタレート吸収量(mL/100g)をYとした場合に、下記式(1)から導き出されるZが15以上である、感光性樹脂組成物。

$$Y - 1.6X = Z \quad \dots (1)$$

【請求項2】

前記Zが16以上である、請求項1に記載の感光性樹脂組成物。

【請求項3】

前記(B)分散剤のアミン価が30mg KOH/g未満である、請求項1又は2に記載の感光性樹脂組成物。

【請求項4】

前記カーボンブラック(a1)の体積抵抗率が3・cm未満である、請求項1又は2に記載の感光性樹脂組成物。

40

【請求項5】

感光性樹脂組成物の全固形分に対する前記(A)顔料の含有割合が30質量%以上である、請求項1又は2に記載の感光性樹脂組成物。

【請求項6】

感光性樹脂組成物中における、前記(A)顔料と前記(B)分散剤との質量基準における含有比率(前記(A)顔料/前記(B)分散剤)が4以上である、請求項1又は2に記載の感光性樹脂組成物。

【請求項7】

50

さらに ( C ) 分散助剤を含有する、請求項 1 又は 2 に記載の感光性樹脂組成物。

【請求項 8】

感光性樹脂組成物中における、前記 ( A ) 顔料と前記 ( C ) 分散助剤との質量基準における含有比率 ( 前記 ( A ) 顔料 / 前記 ( C ) 分散助剤 ) が 10 以上である、請求項 7 に記載の感光性樹脂組成物。

【請求項 9】

( A ) 顔料、( B ) 分散剤及び有機溶剤を含有する顔料分散液であって、

前記 ( A ) 顔料が、平均一次粒子径が 15 nm 以上 28 nm 以下であり、且つジブチルフタレート吸収量が 55 mL / 100 g 以上 100 mL / 100 g 以下であるカーボンブラック ( a 1 ) を含有し、

前記カーボンブラック ( a 1 ) の BET 法による比表面積が 105 m<sup>2</sup> / g 以下であり、

前記カーボンブラック ( a 1 ) の平均一次粒子径 ( nm ) を X、ジブチルフタレート吸収量 ( mL / 100 g ) を Y とした場合に、下記式 ( 1 ) から導き出される Z が 15 以上である、顔料分散液。

$$Y - 1.6X = Z \quad \dots (1)$$

【請求項 10】

前記 Z が 16 以上である、請求項 9 に記載の顔料分散液。

【請求項 11】

前記 ( B ) 分散剤のアミン価が 30 mg KOH / g 未満である、請求項 9 又は 10 に記載の顔料分散液。

【請求項 12】

前記カーボンブラック ( a 1 ) の体積抵抗率が 3 · cm 未満である、請求項 9 又は 10 に記載の顔料分散液。

【請求項 13】

顔料分散液の全固形分に対する前記 ( A ) 顔料の含有割合が 50 質量% 以上である、請求項 9 又は 10 に記載の顔料分散液。

【請求項 14】

顔料分散液中における、前記 ( A ) 顔料と前記 ( B ) 分散剤との質量基準における含有比率 ( 前記 ( A ) 顔料 / 前記 ( B ) 分散剤 ) が 4 以上である、請求項 9 又は 10 に記載の顔料分散液。

【請求項 15】

さらに ( C ) 分散助剤を含有する、請求項 9 又は 10 に記載の顔料分散液。

【請求項 16】

顔料分散液中における、前記 ( A ) 顔料と前記 ( C ) 分散助剤との質量基準における含有比率 ( 前記 ( A ) 顔料 / 前記 ( C ) 分散助剤 ) が 10 以上である、請求項 15 に記載の顔料分散液。

【請求項 17】

請求項 9 又は 10 に記載の顔料分散液、( D ) アルカリ可溶性樹脂、( E ) 光重合性化合物及び ( F ) 光重合開始剤を含有する、感光性樹脂組成物。

【請求項 18】

請求項 1 又は 2 に記載の感光性樹脂組成物が硬化された硬化物。

【請求項 19】

請求項 18 に記載の硬化物からなるブラックマトリックス。

【請求項 20】

請求項 18 に記載の硬化物を有する画像表示装置。

10

20

30

40

50